

## 公益社団法人日本地理学会「吉野賞」取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会（以下、本学会とする）寄付金等取扱規程第2条（3）に規定する特別寄付金として、故吉野正敏会員のご遺族から寄贈された資金を原資に設置された賞に関して必要事項を定めるものである。

### (賞の名称と対象)

第2条 賞の名称は「吉野賞」とする。本賞は、故吉野正敏会員の遺志による寄贈の趣旨に沿い、気候学に関して、国際性を有する顕著な研究成果をあげた中堅ないしはシニアの個人を対象とする。受賞者は、会員、非会員の別、また国籍は問わない。受賞者の数は、毎年一人程度とする。対象とする気候学の分野は、小気候学、歴史気候学、災害気候学、人間活動に関連した気候学、モンスーンに関連した気候学、生態に関連した気候学、気候変化とする。

### (寄付金の開始と終了)

第3条 本賞は、2019年4月1日に開始し、本賞の残額がなくなり次第終了する。

### (委員会)

第4条 受賞候補者を選考するために、日本地理学会委員会規程に基づく各種委員会として、吉野賞受賞候補者選考委員会（以下、委員会という。）を設ける。

### (選考)

第5条 委員会は、定款第4条（4）及び本規程第2条の趣旨に基づいて受賞候補者を選定する。

2 委員会は、専門委員会等に参考意見を求めることができる。

3 委員会は、選考結果を、理由を付して理事会に答申する。

### (表彰)

第6条 受賞者には、賞状とメダルと副賞（10万円）を授与する。受賞者が外国在住の場合は、旅費30万円を限度として支給する。

### (義務)

第7条 本賞の受賞者は、日本地理学会学術大会にて記念講演を行うものとする。

### (規程の変更)

第8条 この規程を変更するときは、理事会の承認をえなければならない。改廃は理事会が行う。

### 付則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は2019年3月3日から施行する。